（準用）

第八十条　第三十一条の規定は、管理業務主任者の登録について準用する。この場合において、「当該マンション管理士の同居の親族」とあるのは「当該管理業務主任者の同居の親族」と、「法第三十条第１項各号（第三号及び第六号を除く。）」とあるのは「法第五十九条第１項各号（第五号及び第七号を除く。）」と読み替えるものとする。

別記様式第四号（第二十五条関係）

（Ａ４）

誓　　約　　書

私は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第１項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

氏　　名　　㊞

国土交通大臣

殿

指定登録機関代表者

別記様式第十九号（第七十条関係）

誓　　約　　書

（Ａ４）

私は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第59条第１項第２号から第７号までに該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

氏　　名　　㊞

地方整備局長

殿

北海道開発局長

（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正）

第二十二条　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定の申請） **第一条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない 一～六　（略） 七　法第三条第一項第四号から第六号までに掲げる要件を備えていることを証する書類	（指定の申請） **第一条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない 一～六　（略） 七　法第三条第一項第四号及び第五号に掲げる要件を備えていることを証する書類

（準用）

第八十条　第三十一条の規定は、管理業務主任者の登録について準用する。この場合において、「法第三十条各号（第四号を除く。）」とあるのは「法第五十九条第１項各号（第五号を除く。）」と読み替えるものとする。

別記様式第四号（第二十五条関係）

（Ａ４）

誓　　約　　書

私は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第１項第２号から第６号までに該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

氏　　名　　㊞

国土交通大臣

殿

指定登録機関代表者

別記様式第十九号（第七十条関係）

誓　　約　　書

（Ａ４）

私は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第59条第１項各号に該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

氏　　名　　㊞

地方整備局長

殿

北海道開発局長